

診療情報提供書（病児・病後児保育事業）

（提出先）うるま市

病児・病後児保育室の利用について、次のとおり情報提供します。

診療日

年

月

日

医療機関名

医師氏名

電話番号

印

●医師記入欄（該当箇所へ☑ お願いします）

※ 病児・病後児保育利用判断基準については、裏面をご確認ください。

患児氏名		生年月日	年	月	日
情報提供理由	☐ 病児保育利用可（病気の回復期に至らないが、当面の症状の急変が認められない場合）				
	☐ 病後児保育利用可（病気の回復期であるが、集団保育が困難な時期である場合）				
傷病名					
病名不明	☐ 発熱 ☐ 下痢 ☐ 嘔吐 ☐ 咳嗽 ☐ 発疹 ☐ その他()				
安静度	☐ 制限なし ☐ 室内安静（隔離無し） ☐ 室内安静（完全隔離） ☐ ベット上安静				
看護期間	年 月 日 ～ 年 月 日 迄				
その他留意点					

【医療機関の方へ】

対象児童が居住する市宛に情報提供する場合、診療情報提供料(Ⅰ)を算定することができます。

〈注1〉小児外来診療料を算定する場合、診療情報提供料(Ⅰ)は含められているため、診療情報提供料(Ⅰ)の算定は不可。

〈注2〉うるま市外在住の方については、保険適用外となります。自費負担分を患者にご請求ください。

- ・「診療情報提供書」記入の上、原本を保護者へお渡しください。（病児保育事業者を経由しうるま市に提出）
- ・レセプト概要欄の診療情報提供先は、うるま市長となります。
- ・患者1人につき月1回の算定となります。
- ・本提供書の写しを、カルテに添付する必要があります。コピーを保管してください。（原本はうるま市保管）

利用判断基準

※ 下記または下記以外の病気であっても、総合的に判断し、受け入れをお断りする場合があります。

※ 医療機関にて、点滴や注射等の医療行為を行った後は、利用できません。

※ 病後児保育の「解熱後」とは原則、解熱剤の使用なく、熱が37℃台に解熱した状態です。

※ 新型コロナウイルス陽性者又は濃厚接触者及び疑いのある方は利用できません。

※ 感染後、重症になる危険性が高い基礎疾患がある方（血液腫瘍疾患、重症心疾患、重症腎疾患、膠原病等）は利用できません。

※ ⑦⑧⑭は咳、⑮は嘔吐・下痢が酷い場合、受け入れができないことがあります。

	病児保育	病後児保育
① 風邪や消化不良症などの疾患	熱が38.5℃以内で経口摂取ができる状態	解熱後、他児に感染させる恐れがない状態
② 伝染性膿痂疹（とびひ）		
③ 伝染性紅斑（リンゴ病）		
④ RS ウイルス感染症		解熱後 24 時間が経過
⑤ ヘルパンギーナ		すべての発疹が痂皮化
⑥ 水痘		
⑦ マイコプラズマ 感染症		解熱後 24 時間が経過し症状改善（隔離室）
⑧ 百日咳		特有の咳が消失又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了
⑨ 溶連菌感染症		有効な抗生剤の内服開始後 24 時間が経過
⑩ アデノウイルス感染症		解熱後 24 時間が経過（隔離室）
⑪ 流行性耳下腺炎（おたふく風邪）		耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好
⑫ 咽頭結膜熱（プール熱）		主要症状が消退した後2日を経過
⑬ 手足口病		発疹・水疱の消失後
⑭ ヒトメタニューモウイルス	熱が38.5℃以内で咳の症状が落ち着いてから	解熱後、他児に感染させる恐れがない状態
⑮ ロタ・ノロウイルス等胃腸炎	熱が38.5℃以内で脱水症状がない状態	医師からの登園許可がおりる状態
⑯ 喘息等の慢性疾患	重篤な発作がなく、症状の原因が明確である	喘息発作等による呼吸困難がない状態
⑰ 骨折等の外傷性疾患	医師により受け入れが可能と判断された場合	医師により受け入れが可能と判断された場合
⑱ インフルエンザ	発症後5日目で、かつ熱が38.0℃以下	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過
その他お預かりできない症状等 (吸入、吸引は行いません)	・1歳の誕生日を過ぎてMR（麻疹 風疹） 水痘ワクチン、BCGが未接種	・伝染性疾患の急性期で、他児に感染させる恐れがある
	・意識混沌 ・原因不明の痙攣後、48時間以上経過していない ・インフルエンザ陽性だが治療薬を内服していない	・脱水症状の兆候がある

うるま市 病児・病後児保育実施施設

病児保育室	ハート保育園	☎ 989-0045	🏠 字赤道174-12 (202)
病後児保育室	石川どろんこ保育園	☎ 987-8101	🏠 石川東恩納952-1

